

京都市告示第106号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成14年6月5日付けで認可した西裏町町内会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和8年4月17日

京都市長 松井 孝治

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名	代表者の住所 及び所在地	(期間)
中西 淳一	京都市右京区山ノ内西裏町 3番地22	令和3年3月13日から 令和5年3月31日まで
新井 康生	京都市右京区山ノ内西裏町 15番地8	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで
菱崎 邦弘	京都市右京区山ノ内西裏町 15番地70	令和7年4月1日から

	変更前	変更後
区域	京都市右京区山ノ内西裏町 全域、山ノ内中畑町1番地及 び1番地の1から16まで の区域	京都市右京区山ノ内西裏町 全域、山ノ内中畑町1番地及 び1番地の1から17まで の区域

(文化市民局地域自治推進室)